試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第68条の９第１項	10546	法規別表六の二(三)「15」の欄の金額
	第68条の９第２項	10547	
	第68条の９第３項	10548	法規別表六の二(三)「26」の欄の金額
	第68条の９第４項第１号	10469	法規別表六の二(四)「21」の欄の金額
	第68条の９第４項第２号	10011	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成28年旧措置法」という。）第68条の10第１項第１号イ（償却費）	10383	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の10第１項第１号イ）	10384	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第68条の10第１項及び第６項（償却費）（同条第１項第１号イ）	10414	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成27年旧措置法第68条の10第１項及び第６項（同条第１項第１号イ））	10415	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	平成28年旧措置法第68条の10第１項及び第６項（償却費）（同条第１項第１号ロ）	10549	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の10第１項及び第６項（同条第１項第１号ロ））	10550	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	平成28年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ（償却費）	10386	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ）	10387	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の10第１項（償却費）（第42条の５第１項第１号）	10567	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第１項（第42条の５第１項第１号））	10568	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の10第１項（償却費）（第42条の５第１項第２号）	10280	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第１項（第42条の５第１項第２号））	10281	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	平成28年旧措置法第68条の10第１項第２号（償却費）	10286	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の10第１項第２号）	10287	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(八)「27」」を「別表六の二(六)「27」」に、「別表六の二(八)「36」」を「別表六の二(六)「36」」に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の11第７項」を「第68条の11第３項」に、「別表六の二(九)「39」」を「別表六の二(七)「37」」に、「第68条の11第８項」を「第68条の11第４項」に、「別表六の二(九)「43」」を「別表六の二(七)「41」」に、「第68条の11第９項」を「第68条の11第５項」に、「別表六の二(九)「51」」を「別表六の二(七)「49」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六の二(十)「28」」を「別表六の二(八)「28」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「平成26年旧措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成26年旧措置法」という。）」に、「別表六の二(十)「41」」を「別表六の二(八)「41」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。